

# 「健康長寿とちぎづくり推進月間」実施要領

平成 27 年 9 月 17 日制定  
栃木県 保健福祉部健康増進課

## 1 趣旨

「健康長寿とちぎづくり推進条例」（平成 27 年条例第 70 号。以下「条例」という。）の目的である、県民一人ひとりがその居住する地域にかかわらず心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる地域社会の実現には、県民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組が重要である。

そこで、条例に規定する「健康長寿とちぎづくり推進月間」において、健康長寿とちぎづくりの推進について、関係機関、各種団体と連携・協力し、イベント等を集中的に実施し、県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人ひとりが自ら健康づくりを実践する契機とする。

## 2 実施期間

10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 か月間

## 3 実施内容

### (1) イベントやキャンペーン等の開催

健康づくりへの関心を高めるため、様々な主体が県民を対象としたイベントやキャンペーン等を開催する。

### (2) 講座等の開催

健康づくりへの関心を高めるため、様々な主体が県民を対象とした講座、講演、シンポジウム等を開催する。

### (3) 各種広報媒体の活用

県をはじめ、市町・関係機関・各種団体等様々な主体により、新聞や情報サイト等、各種広報媒体を活用した健康長寿とちぎづくりの普及啓発活動を展開する。